



厚生労働省発基労0327第4号

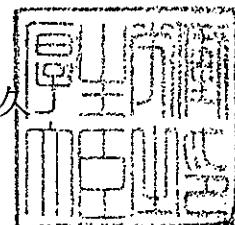
労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成25年3月27日

厚生労働大臣 田村 憲久



労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 受動喫煙防止対策助成金制度の改正

受動喫煙防止対策助成金について、支給対象となる事業主の種類を、旅館、料理店又は飲食店を営むものから、全ての事業主に拡大するものとするほか、所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行するものとすること。